

外商投資法が成立、来年から施行（中国）

中国日本商会には、異業種交流の「三資企業部会」という部会がある。元々は 1987 年に設立の独立したグループだったが、1990 年代に当会の一部となった。部会名称の「三資」は、外国資本の 3 つの進出形態である合弁・合作・独資を表し、発足当時は北京への進出企業の中でも、駐在員事務所や支店とは多少異なる悩みごとなどが話されていたものと想像され、その名残が今でも活動が活発な部会の一つである。

さて、この三資の形態を定めていた外資 3 法に替わる「外商投資法」が、このたびの全国人民代表大会で成立し、2020 年 1 月から施行されることとなった。

同法の草案は 2015 年にも一度公開されていたそうだが、2015 年当時約 150 か条あった条文が成立した法令では 42 か条となっており、事実上、原則に当たる部分のみを先行して成立・施行されたとみられている。

条文の中に旧法（外資 3 法）による企業組織から新法への移行期間は 5 年間となっているため、成立前に募集されたパブリック・コメントには、当会も含め各国の商工会議所等から、細則部分（今回の公表には含まれていない実務に関わる部分）の早急な公表を求めるものが多くなっていたと思われる（移行期間の 4 年目に公表されては移行までに実質 1 年しかないことになる）。

また、4 年前に草案が公表されていたとはいえ、新しい草案（今回成立した内容にほぼ相当する 39 か条）がパブリックコメントの募集に合わせて 1 月に公表され、3 月の全人代で成立したというのは、中国でも異例の早さで、経済減速の一因となっている米中摩擦の交渉に資する狙いがあるとも言われている。

昨年の中国の経済成長率は 6.6% で 28 年ぶりの低水準であり、全国人民代表大会で示された今年の目標成長率は 6% 台前半であった。成長率が右肩下がりとはいえ、6% 台の経済成長を長い期間経験していない国の者からすればまだまだ勢いがあるように感じられるが、これ以上、気分が低調にならないよう今年も様々な催しが予定されている。

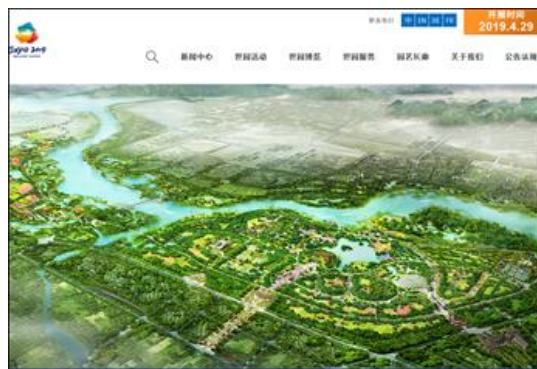
先ず、4 月下旬には一帯一路関係国を集めたフォーラムが予定されている。一昨年に開催された前回は各国から多くの首脳級が集った。そのフォーラムの終了する 4 月末から 10 月の国慶節までの約半年間、北京市の北西、延慶区において国際園芸博覧会が開催される。そして 10 月の国慶節は建国 70 周年ということで、盛大に開催されることが見込まれる。

日本との関係で言えば、6 月に大阪で行われる G20 への習近平主席の参加が見込まれ、秋には 2 回目の第三国市場協力フォーラムが予想される。5 月に五四運動 100 周年を迎えるが、良好な日中関係の中で、敢えて景気の下振れ要因となりかねない拗れを作ることはないだろうというのが大方の見方である。

(中国日本商会 事務局長 渡辺 泰一)



五四運動の聖地「北大紅樓」



国際園芸博 (<http://www.horti-expo2019.org/>)

20年ぶりとなる大規模な税制改革が進行中（フィリピン）

ロドリゴ・ドゥテルテ大統領は2016年5月に就任してから間もなく3年を迎え、2019年は任期6年の折り返しを迎える。こうした中で、フィリピンでは現在、20年ぶりの大規模な税制改革の議論が進行しており、特に「法人所得税率の引き下げ」ならびに「税制インセンティブの合理化」等を目的とする税制改革第二弾（TRAINN-2、TORABAHO）は、日系企業をはじめとする外資系企業にとって、高い関心と同時に強い懸念を抱く状況となっている。

フィリピンの現在の法人所得税率は、ASEAN諸国の中で最も高い30%となっており、この法人所得税率を各国並みの20%に段階的に引き下げ、国際競争力の強化を図ることが狙いである。この点については、人口が1億人を超え、平均年齢も23歳と若く、今後も増え続ける人口やそれに伴う市場の成長性を考慮すれば、適切な改革方針であり、フィリピン日本人商工会議所としても賛成の立場を取っている。

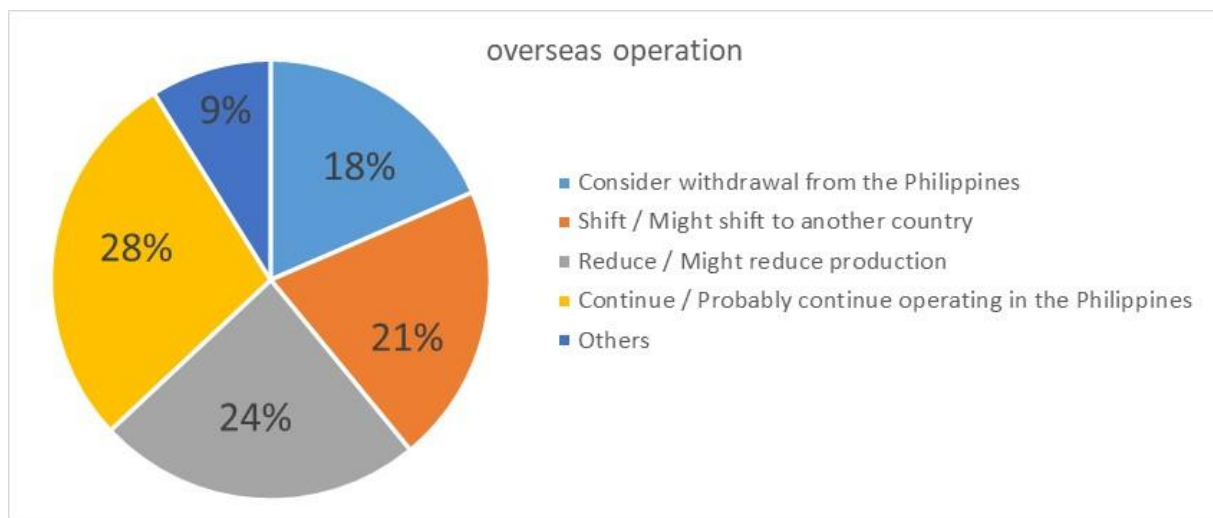
しかしながら、フィリピン政府は、税率引き下げによる減税分の財源、さらには、現在フィリピンで進められている大規模なインフラ計画である「ビルド・ビルド・ビルド」をはじめとする様々な経済政策の実行に向けた財源の確保のため、日系企業の多くが登録しているPEZA（フィリピン経済区庁）等に与えられている税制インセンティブの廃止・縮小を提案しており、仮にこの法案が成立すると、PEZA企業等を中心に増税あるいは煩雑な事務手続きを余儀なくされることになる。

フィリピン日本人商工会議所が昨年10月にセブ・ミンダナオの日本人商工会議所と連携して実施した会員企業に対するアンケート結果をみると、日本企業がフィリピンへ進出を決めた最も大きな理由は、「労働力（量・質・競争力のある賃金）」が最も多く、次いで「税制等の優遇制度」、「フィリピンの今後の成長性」、「取引先の集積」となっている。さらに輸出型製造業を中心とするPEZA企業に限ってみれば、「税制等の優遇制度」が最も高くなっており、いかに現在の税制インセンティブが投資の大きな判断材料になっているかが分かる。



◆フィリピンに投資する理由（PEZA企業のみ）

また、現在の税制改革第二弾がこのまま成立したと仮定した場合の動向について、PEZA企業の63%が「撤退」「別の海外拠点へシフト」「生産規模の縮小」を検討すると回答した。こうした動きが現実となれば、日系企業のビジネスはもちろんのこと、日系企業が直接生み出している多くの雇用や輸出など、フィリピン経済にとっても大きな悪影響が及ぶことは言うまでもない。



◆税制改革第二弾が仮に成立した場合の PEZA 企業の動向

フィリピン日本人商工会議所では、本改革による日系企業への影響を最小限に留めるべく、前述のアンケート結果に基づき、昨年 11 月にポジションペーパーを取りまとめ、財務省 (DOF)、貿易産業省 (DTI)、PEZA に対して、日系企業の考え方やこのまま成立した場合の懸念を直接訴えるとともに、日系企業・フィリピン経済の双方にとって有益な具体的対応策を提示した。そのほか、在フィリピン各国商工会議所とも連携し、上院議員等への働きかけを積極的に展開している。



◆ポジションペーパー取りまとめの議論の様子

こうした活動等の結果、昨年内の成立は阻止され、議論は今年に持ち越しとなった。フィリピンでは現在、今年 5 月に実施される中間選挙に向け、社会全体が選挙モードの突入したこともあり、議論は一時ストップの様相を呈しているが、おそらく選挙後に本件に関する本格的な議論が再開されることから、フィリピン進出済みの日系企業および進出を検討中の日系企業は、今後の動向を注視する必要がある。

(フィリピン日本人商工会議所 事務局長 杉浦 宏)